

事 務 連 絡  
平成 26 年 11 月 20 日

女性研究者研究活動支援事業  
各実施機関実施責任者 殿  
各実施機関事務連絡担当者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課

女性研究者研究活動支援事業における支援対象となる経費の扱いについて

「女性研究者研究活動支援事業」の実施に当たっては、選定年度の公募要領及び Q&A に基づき実施して頂いているところですが、支援対象となる経費（機関内の研修会等（シンポジウム）の開催に必要な経費）の扱いについて、平成 26 年度から下記のとおり扱うことといたします。つきましては、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

これまで「女性研究者研究活動支援事業」及び「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」におけるシンポジウムの開催に要する経費について、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）の開催に係る経費は補助の対象とならない旨、お伝えしているところですが、複数の機関からの要望や本補助事業の目的を鑑み、下記の条件を満たす場合に限り、機関外で実施する研修会等（シンポジウム）に係る経費のうち、当該研修会等で講演する講演者に対する旅費及び謝金、並びに会議費については、本補助事業の支援対象となる経費として認めることとします。

なお、当該研修会等の開催に係る経費のうち、機関外施設の利用に係る経費（会場借料）については、引き続き本補助事業の支援対象外となります。

**【支援対象となる条件】**

1. 当該研修会等の目的・内容が本補助事業の目的に沿ったものであること
2. 当該研修会等がその実施機関に所属する者を対象としたものであること（外部機関から参加することも認めるが、参加者の割合としては半分以下であること）

以上

本件担当

文部科学省・学術政策局

人材政策課人材政策推進室

電話：03-5253-4111（内線 4021）

E-mail：kiban@mext.go.jp